

令和5年度宜野座村国民健康保険収納対策緊急プランの策定について

国民健康保険税の収納率向上を図るため、次のとおり収納対策緊急プランを策定し実施します。

1 滞納状況の解消

- (1) 他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨します。
- (2) 定期的に徴収催告書を送付し、時効完成前に納付の勧奨を行います。
- (3) 郵便物返戻者や居所不明者の実態把握及び居住確認調査等に努めます。
- (4) 時効完成前に納入勧奨を強化するとともに、時効が完成した場合は迅速に不納欠損処理を行います。
- (5) 保険税減免制度の周知を行い、生活困窮世帯等の滞納解消へ繋がめます。
- (6) 短期被保険者証の交付により、滞納者との接触の機会を図り、生活状況の把握・納税相談・指導を行います。
- (7) 療養費等の現金給付や児童手当を、未納税への充当を含めた納税相談を行います。
- (8) 所得未申告者への申告勧奨を行い、適正課税に努めます。
- (9) 定期的に納税相談を行い、生活困窮世帯の発見に努め、他制度へ繋げる等担当課との連携を密にします。

2 徴収方法の改善等

- (1) 県が定める目標収納率を確保するため、継続的に納税相談員を雇用し積極的な研修等の参加、徴収に関する知識の向上に努めます。
- (2) 定期的に電話催告・個別訪問を行い、納税相談指導に努めます。
- (3) 村税担当課との連携を図り、効果的な収納対策を実施します。
- (4) 新規加入時における窓口での口座振替の勧奨、納税相談員の訪問による勧奨を行い収納率向上に努めます。
- (5) 村ホームページや広報誌、LINEや防災無線等を活用し、納期のお知らせや国民健康保険制度への理解と周知に努めます。

3 滞納処分の実施

- (1) 督促及び催告を行っても納付に応じない者に対し、滞納処分を行う可能性がある旨を通知し、納付を促します。
- (2) 滞納者が転出する場合分納誓約を交わし、連絡が取れない場合は転出先の住所での居住調査を行い、居所不明者には早期に滞納処分を実施します。
- (3) 村税担当課と情報を共有し、給与、財産、報償金等の差押えを実施します。